

⑧ レディース委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑧項のレディース委員会について定める。

(目的)

第2条 日本卓球界の一翼をレディース層が担っている現実を認識する中で、本委員会は、該当レディース層として30歳代以上の女性を対象として、卓球を通して、より多くの人々が生涯にわたって充実した生活を実現できるように生涯スポーツ卓球の普及と、またそれに伴う本会会員の一層の増大を目指し、卓球の普及・指導・育成の活動を展開する。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 全国レディース卓球大会の活性化のための検討と大会運営への協力
- 2) オールレディース卓球大会の活性化のための検討と大会運営への協力
- 3) 全国レディース卓球大会（ブロック大会）の活性化のための検討と大会運営への協力
- 4) 地域のレディース卓球大会の活性化への協力
- 5) 登録会員増大の施策検討・実施
- 6) 各種講習会の実施

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 5名以内
- 3) 委員 若干名

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、全国各ブロックから推薦されたブロック代表者および委員長が推薦する者（5名以内）からなり、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため次の活動を行う。

- 1) 年1回全国レディース卓球大会に併せて全体会議を行い、その他必要に応じて小委員会を行う。
- 2) 本委員会の委員とは別に各都道府県の加盟団体の中に専門の担当者を含め、連絡を密にした活動を行う。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。